

こどもの人権

こどもの権利を尊重した社会づくり

こどもは、大人とともに社会を構成するパートナーです。私たちは、こどもが未来の社会の担い手として権利を持っていることを認識し、それぞれのこどもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努めていかなければなりません。

いじめのない社会へ

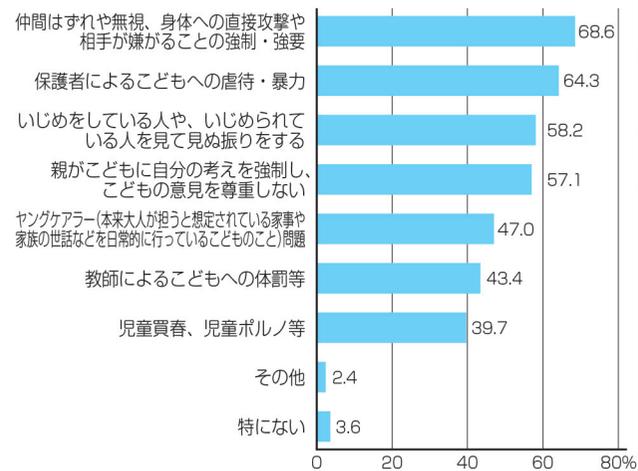
いじめは、インターネットの普及により見えにくくなっています。また、ささいな行為から深刻な事態に発展することもあり、人権の観点からも重視すべき課題です。

いじめの背景には、こどもを取り巻く社会環境等の複雑化や、他人への思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。

いじめの解決には、お互いを尊重し、認め合うなどの人権意識を養うことが重要です。

あなたは、こどもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。(複数回答)

入間郡市同和対策協議会「人権に関する意識調査」(令和7年3月)



人権標語 優秀作品

(入間郡市同和対策協議会・入間地区人権教育推進協議会)

いじめてない それを決めるのは 君じゃない
(中学1年生)

普通って 何を基準に 言ってるの?
(中学1年生)

相談窓口のご案内

- ◆みんなの人権110番 0570-003-110
- ◆こどもの人権110番 0120-007-110
- LINEじんけん相談 
- ◆インターネット人権相談受付窓口 
- ◆外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911
Foreign-language Human Rights Hotline
- ◆さいたま地方法務局川越支局 049-243-3824
- ◆人権相談(坂戸市人権推進課) 049-283-1331

こころのふれあい

坂戸市役所 総務部 人権推進課
坂戸市千代田一丁目1番1号
電話 049-283-1331(代表)



このリーフレットは、環境にやさしい植物油インキと用紙を使用しています。

26.02



- ◆人権について
- ◆インターネットによる人権侵害
- ◆同和問題(部落差別)
- ◆こどもの人権

坂戸市

人権について

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われるといった事件、障害のある人や性的マイノリティ等に対する差別や感染症に関する偏見など様々な人権問題が存在しています。

人権に関わる問題は、決して他人事ではなく、実際の社会の中で様々な人権問題が生じていることに気づく必要があります。

一人ひとりが尊厳を持ったかけがえのない存在として、お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指しましょう。



人権相談のご案内

人権擁護委員が地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。(プライバシー、様々な差別、同和問題、家庭・相隣関係等)

日時 主に毎月第2月曜日
午前9時～正午
午後1時～4時

場所 坂戸市役所

問合せ 人権推進課 (049-283-1331 内線233)

インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォン等の普及によりインターネットがより身近なものになり、生活は便利になりました。

その一方で、個人に対する誹謗中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなどの人権問題が発生しています。

インターネットの利用の際には、モラルとマナーを守って人権尊重を心がけましょう。

ネット・リテラシーを身につけよう

誰でも自由に投稿や情報を発信することができるインターネットでは、真実と異なる情報や違法性のある情報が掲載されていることがあります。膨大な情報の中から、信頼できる必要な情報を見きわめる能力と自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が必要です。

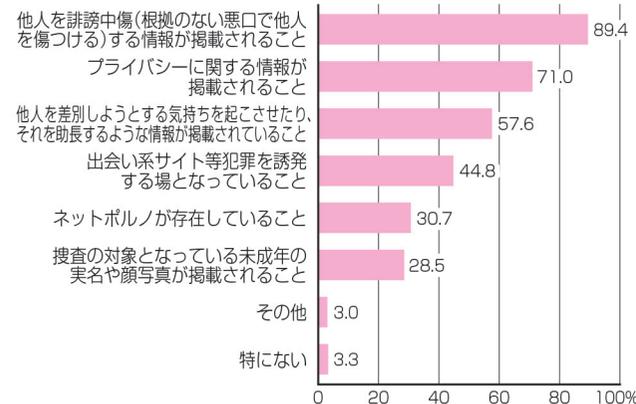
もしも被害にあったら…

◆違法・有害情報相談センター
(総務省委託事業)



あなたは、インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(複数回答)

入間都市同和対策協議会「人権に関する意識調査」(令和7年3月)



同和問題(部落差別)

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区(被差別部落)に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚を妨げられたりするなど、基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

同和問題の解決のため、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自分自身の問題として考え、「差別をしない、差別を許さない」という強い意志を持って行動することが大切です。

・部落差別の解消の推進に関する法律
(平成28年12月施行)

・埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例
(令和4年7月施行)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に制定されました。

【人権・同和教育のDVD等の貸出】

人権・同和研修会、学習会等でご利用いただくために、DVD等の貸出しを行っています。

費用 無料
期間 2週間以内

